

# 公益社団法人 日本スカッシュ協会

## 倫理規程

### (倫理規程制定の理念と精神)

公益社団法人日本スカッシュ協会倫理規程は、スカッシュに関わる全ての人を対象にトーナメント会場のみならず、スカッシュに関わる全ての活動の中で遵守すべき具体的行動規範を定めるものであるが、元来、スカッシュプレイヤーを含む全てのスポーツ関係者が備えているスポーツマン精神に則って行動を行うことを原則として規定されたものである。すなわち、本規程は、全てのスカッシュ関係者がスカッシュを楽しく、公正にプレーできるように利用されることが本制定の理念である。

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下本会という）の役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる選手並びに審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者、各支部関係者、学連等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公平さ、人道的問題（スポーツの不正行為や暴力、セクシャル・ハラスメントなど）に対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、本会及び各支部、学連に関連するすべてのスカッシュ愛好家について適用する。スカッシュ愛好家とは、次のように定義する。

- 1、一般スカッシュ愛好者（スカッシュをする者、見る者、楽しむ者を指す）
- 2、選手登録競技者（会員種別を問わない）
- 3、公認指導員
- 4、公認審判員
- 5、クラブやスクールの指導的立場にある者
- 6、大会運営関係者（取材メディアを含む）
- 7、日本スカッシュ協会、支部、学連に所属する者

### (人道的行為に起因する事項)

第3条 次に記す人道的行為に反する行為については、管理者はその予防を徹底し、違反した者に対しては厳重に措置をとるものとする。

- 1、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役員・監督・コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

- (1) 組織の運営又はスカッシュを指導する際に生じた意見の相違などについては、相手の人格を尊重し、話し合いによる解決を図る。また、日頃から相互理解を心がけた指導を行い、指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。ラケットで競技者のフォームを矯正する、ボール等をぶつけるといった行為なども暴力行為として受け取られる。
- (2) 組織の運営又はスカッシュを行う際や指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。これらの行為は、相手が暴力として受け取ることで暴力行為としてみなされることを留意する。

## 2、身体的及び精神的セクシャル・ハラスメントについて

当該団体の指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓蒙活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図ること。

- (1) 性的言動、表現によって不快感を持たせることは、厳に慎むこと。
- (2) 指導法の一環や、親しみの表現であったとしても、個人によっては不快感を抱くことがあることを認識すること。
- (3) 本人にその意思がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現によって不快な感情を与えられた場合には、相手に対して不快である事を意思表示すること。無視した場合に不利益になることがあってはならないが、明確な意思表示をすることで、事後に生じ得る問題を避けることができる。

## 3、ドーピングの使用および薬物乱用防止について

競技力の向上を目的としたドーピング及び禁止薬物の使用は、選手自身に重大な危害を与えるとともに競技的競争の基盤となる正当なルールや理想から逸脱する行為となることを理解する必要がある。指導的立場にある者や登録競技者等は「国内におけるドーピング検査に関する規約」を遵守し、これに違反した者には厳正に措置をとるものとする。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人の意図的なドーピングの使用がない場合であっても、摂取した薬品や飲食物によっては、ドーピング対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めるとともに、

選手権等の大会前の薬品摂取などには十分に注意すること。

- (3) 麻薬や覚醒剤等の薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても使用しないこと。

#### 4、役員及び監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者並びに競技者等の関係のあり方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者並びに競技者等は、その立場を利用して人道的に反する行為を強要しないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者は、その立場を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会関係者や競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシーの問題については、役員・監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者及び競技者等並びにスカッシュ愛好家のそれぞれが十分に配慮すること。
- (4) 日常の行動については公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

#### 5、大会並びに施設利用について

スカッシュ愛好家を含むすべてのスカッシュ関係者は、大会参加および観戦時におけるスカッシュコートや関連施設の利用に際してスポーツマンとしての自覚ある行動を取らなければならない、以下のような行動を行った場合は厳正に措置をとるものとする。また、施設利用時には、使用マナーを守り使用後は原状回復を行うこと。

- (1) 大会運営の妨げとなる行為
- (2) 試合の妨げとなるような行為
- (3) 大会関連施設の運営の妨害となるような行為

(ジュニア選手における注意事項)

第4条 ジュニア選手は、その年齢に関わらず、大会やその他の社会生活においてスポーツ選手であることを自覚した行動をとること。

(不適切な経理処理に起因する事項)

第5条 経理処理に関して以下に記す項目について不適切な行為が認められた場合は厳正に処置をとるものとする。

- (1) 組織内外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応等の直接又は間接的な強要、受

領若しくは提供

- (3) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる談合行為

(各種大会における主催者推薦選手及び代表選手の選出)

第 6 条 各種大会における主催者推薦及び代表選手の選出にあたっては、事前に決められた選考基準をもとに公平かつ透明性ある選考を行い、要望があった場合には、選考過程は公開されなければならない。

また、選考結果に対して質問や抗議があった場合には、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

(一般社会人としての社会規範に関する事項)

第 7 条 スカッシュ愛好家を含むすべてのスカッシュ関係者は、本規程に記された事項以外においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

(運用規程)

第 8 条 違法行為が行われた場合、もしくは違法行為を発見した場合には、速やかに(社)日本スカッシュ協会倫理委員会に報告しなければならない。倫理委員会のメンバーは会長が指名する。倫理委員会は、報告を受けた後、速やかに審査を行い会長に報告をするとともに、その承認のもと然るべき処置を取る。審査は倫理委員会と監事によって行われ、その後、審査結果が(社)日本スカッシュ協会理事会に報告される。

第 9 条 懲戒の種類は次の通りとし、一つ又は二つ以上併せて行う。

- (1) 嚴重注意
- (2) 訓戒
- (3) 試合等への参加禁止
- (4) 役職の罷免
- (5) 除名

(附則)

第10条 この規程は平成 20 年 6 月 21 日から適用する。

平成 20 年 6 月 21 日制定